

# IDECAコーポレートガバナンス・ポリシー

## 総則

### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および本ポリシーの目的 CG コード 2-1, 3-1(i), 3-1(ii)

IDECAグループでは、株主をはじめとするステークホルダーに対して、経営の透明性ならびに効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本と考え、そのために、社外取締役を積極的に任用するとともに、経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に透明性と効率性を重視した経営を行う。

このような考え方のもと、真のグローバル企業を目指していくための新しい理念として 2019 年に制定した「The IDECA Way<sup>1</sup>」に基づいた企業価値の向上を実現するためには、IDECAコーポレートガバナンス・ポリシー（以下、本ポリシーという）を制定し、コーポレートガバナンスのさらなる強化を推進する。

### 2. 改正・廃止

本ポリシーの改正・廃止は、取締役会の決議による。



## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 1. 株主総会における権利行使

#### (1) 株主総会 CG コード 1-1, 1-2

株主総会を株主によって構成される最高意思決定機関と位置づけ、株主の十分な権利行使期間を確保し、適正に権利行使できる環境を整備する。

#### (2) 株主の権利の確保 CG コード 1-1③, 1-2⑤

すべての株主をその持分に応じて平等に扱い、少数株主からの請求に対しても適切な対応ができる体制を整備する。また、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって議決権行使等を希望する場合の対応を検討する。

#### (3) 株主の権利行使に関する取り組み CG コード 1-2, 1-2①, 1-2②, 1-2③, 1-2④

株主総会開催日は、多数の株主が出席できるよう、いわゆる集中日を回避する。また、招集通知を含む株主総会資料はビジュアル化などを採用し株主に対して分かりやすい説明を心がけるほか、株主総会開催日の約 3 週間以上前を目途に発送し、発送日以前には当社および証券取引所ホームページに開示するなど、株主の権利行使に関する適切な期間を確保する。

これらに加えて、インターネットによる議決権の電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用、英文招集通知の開示を通じて、株主の権利行使に関する利便性の向上を推進する。

<sup>1</sup> 「The IDECA Way」 [https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/about\\_IDEC/who\\_we\\_are](https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/about_IDEC/who_we_are)

#### (4) 反対票の分析 CG コード 1-1①

株主総会の議決権行使結果において、ある議案につき反対率が一定の割合を超える場合、取締役会は原因の分析を行うとともに、今後の対策を協議し、株主に向けた適切な開示・説明や対話を検討する。

#### 2. 資本政策の方針 CG コード 1-3, 1-6

企業価値向上のため自己資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC）等の財務指標を考慮した効率性の高い経営を推進する。また、自己資本比率を考慮しつつも、株主利益最大化の一環として、継続的かつ安定的な配当をめざす。

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資金調達を行う場合は、株主に与える影響を十分に考慮したうえで、取締役会で慎重に審議し決定する。決定した内容については、株主に対して適切な開示・説明を行う。

#### 3. 政策保有株式に関する方針 CG コード 1-4, 1-4①, 1-4②

グローバルに活動する企業に求められる行動基準の一環として、IDEC グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しない。（「保有の合理性が認められる場合」とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクや、コストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携などの保有の狙いも総合的に勘案して、相互の技術、販路、その他総合的な事業推進力を活用し、双方の市場における競争優位性等の向上、シナジー効果を得ることにより IDEC グループの企業価値の向上に繋がると取締役会において決議された場合をいう。）

政策保有株式を保有する場合については、保有目的等に照らし定期的に保有の意義を検証し、妥当性がないと判断される株式は、会社や市場に与える影響、発行体の財務戦略など、さまざまな事情を考慮したうえで、売却するものとする。

政策保有株式として保有している会社との間では、株式の保有を理由とした不適切な取引継続や縮減、株式売却の妨害等は行わないものとする。なお、政策保有株式に関する取締役会における検証の内容については、必要に応じて投資家との対話の場を設ける。議決権行使においては、その会社が、適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の向上につながる意思決定を行っているか、IDEC グループの企業価値向上に貢献しているかなど、総合的に賛否を判断して行う。

#### 4. 買収防衛策 CG コード 1-5, 1-5①

買収防衛策は導入しない。なお、当社株式の公開買い付けがある場合、取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーの利益を毀損することのない最善の方法を協議し、速やかにその内容を開示する。

#### 5. 関連当事者間の取引 CG コード 1-7

取締役およびその近親者等の関連当事者間の取引の有無に関し、取締役に定期的に確認するとともに、当該取引が発生する際には取締役会規程に従い、取締役会において決議し、その内容については、監査等委員会が確認を行うなど、監視体制を構築する。また、当社と主要株主等との取引の有無および内容については、取締役会が適切に監督する。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 1. ステークホルダーとの関係に対する基本的な考え方

IDECA グループは、事業活動を行うにあたり、全てのステークホルダーの立場を尊重するとともに、信頼される企業としての品格を保ち、ステークホルダーとの共存、共栄をはかることを基本とする。

### 2. 行動基準 CG コード 2-2, 2-2①

信義誠実な企業であるためのグローバル共通の行動規範を定めた「IDECA Group Code of Conduct<sup>2</sup>」を策定し、IDECA グループの全役員および全従業員に企業活動を行ううえでの基本姿勢や法令遵守の精神等の周知・徹底をはかる。

リスクマネジメント・コンプライアンスへの取り組み状況については定期的に取締役会への報告を行い、「IDECA Group Code of Conduct」がより実質的に実践されるよう必要に応じてその取り組みを見直す。また、職務別や階層別にコンプライアンスに関する研修をおこなう。

### 3. サステナビリティへの対応 CG コード 3-1③

#### (1) 基本の方針 CG コード 2-3, 3-1③

IDECA グループは、真のグローバル企業を目指していくための新しい理念である「The IDECA Way」に基づき、「IDECA Group Code of Conduct」、CSR 憲章<sup>3</sup>、国連グローバル・コンパクトの 10 原則を重要な指針として定め、事業活動を通じた社会課題の解決により「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成していくための取り組みを行う。

サステナビリティ委員会を中心に、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）そして当社の強みである安全（Sa）、品質（Q）を重点分野として定め、持続的な CSR 活動を推進する。

「サステナビリティに関する基本方針<sup>4</sup>」のもと、ILO 傘下の国際社会保障協会（ISSA）が推進する Vision Zero キャンペーンへの賛同・登録を通じて、社内外のすべての人々の「安全・健康・ウェルビーイング」を追求する。また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の賛同に加え、IFRS（国際財務報告基準）に基づく情報開示を推進し、気候変動を含む地球環境問題への配慮や、リスクと機会に対する将来の対応策を講じることで、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進め、事業活動を通じてグローバルな課題解決に貢献していく。

#### (2) 環境 CG コード 2-3①

IDECA グループは、地球環境と企業運営の関係において、地球との共生が人類共通の願いであることを認識し、「環境基本方針<sup>5</sup>」を定め、事業活動の全ての面で環境の保全を最重要課題として行動し、持続可能な発展を目指す。

<sup>2</sup> 「IDECA Group Code of Conduct」 <https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/csr/governance/conduct.html>

<sup>3</sup> 「CSR 憲章」 <https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/sustainability/policy>

<sup>4</sup> 「サステナビリティに関する基本方針」 <https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/sustainability/policy>

<sup>5</sup> 「環境基本方針」 <https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/csr/environment/policynew>

### (3) 社会 CG コード 2-3①

IDECA グループは、人権や労働に関して国際的な原則に沿った取り組みを推進し、「IDECA Group Code of Conduct」「IDECA グループ CSR 調達ガイドライン」の中で、差別やハラスメント、児童労働、強制労働などを行わないことを定める。

「人間性尊重経営」を実践し、「人権方針<sup>6</sup>」「人材育成方針・社内環境整備方針<sup>7</sup>」を定めて、人権尊重はもちろん、能力開発・人材育成、評価・処遇、次世代育成支援などに関する基本的な考え方を示す。

全従業員の活躍をめざしたワークライフバランスを推進し、育児・介護などを必要とする従業員が安心して働く職場環境を整備する。

### (4) お客様・取引先との関係 CG コード 2-3①

お客様・取引先へは、誠意をもって対応し、公正かつ適正な取引を遂行することにより、市場ニーズや社会課題に対して、最適な製品およびソリューションの提供に努める。

### (5) 人的資本への投資等 CG コード 3-1③

多様な人材の成長と活躍を支え、グローバルでの競争力を高めるため、タレントマネジメントシステムを導入し、社員のスキルや適性を可視化し、最適な配置を推進していく。また、事業革新を推進していくことができる人材や、お客様の課題に対して最適なソリューションを提案できる高い専門的知識を持った人材の採用・育成に加え、社員一人ひとりの研修・教育費用の拡大などを推進し、社員の成長とエンゲージメント向上を図っていく。

### (6) 知的財産への投資等 CG コード 3-1③

知的財産が重要な会社財産であると認識し、事業・製品の優位性を確保するための出願・権利化について適切な投資を行うとともに、他社の知的財産を尊重して侵害防止に努める。

権利化にあたっては、単に件数を増やすのではなく継続的な権利の活用を意識して十分な精査と手続きを行い、また、保有権利の維持についても、製品の変化や他社への牽制力の観点から毎年度全ての権利を再精査し、当社保有財産としての再評価を行う。

また、国際標準化活動に積極的に参画することで社会ルール形成に携わっており、国際標準化活動を 3 つの分類で定義し、さまざまな活動を推進している。3 つの中でも特に、日本のリーダーシップで世界に提唱する、「創成型」や「先行型」の国際標準化活動に注力しており、OJT を通じた人材育成も継続的に行うことで、事業のさらなる成長を目指す。

<sup>6</sup> 「人権方針」 <https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/social/human-rights>

<sup>7</sup> 「人材育成方針・社内環境整備方針」 <https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/social/education>

#### 4. ダイバーシティ CG コード 2-4, 2-4①, 4-11

IDECA グループにおいて、一人ひとりの個性や違いなどその多様性を受け入れ、個々の能力を最大限発揮できる環境をめざし、役員および従業員のダイバーシティを推進する。また、採用・昇進における多様性確保への考え方や、多様性確保に向けた人材育成方針、社内環境整備の方針を定め、その目標や取り組み状況について開示する。

#### 5. 内部通報窓口 CG コード 2-5, 2-5①

法令・社内規程違反、その他社会通念上不正な行為に関する相談・通報を行うための窓口を社内外に設置し、内部通報運用規程において、相談・通報を行った従業員の秘密を守るとともに、不利益な取り扱いを行わない旨を定めている。運用状況については適宜取締役会で報告されるほか、内部通報の運営・管理は法務担当およびリスクマネジメント委員会が担うこととし、外部の弁護士事務所と連携するなど、経営陣からの独立を担保する。

#### 6. アセットオーナーとしての役割 CG コード 2-6

確定給付企業年金の年金資産については、加入員である社員および受給者に対し将来にわたって給付の支払いを確実に行うことや会社の財政状態に与える影響を踏まえ、運用機関から運用状況や運用方針等について定期的に報告を受けてモニタリングを行う。また、そのモニタリングが適切に行えるよう、適切な資質をもった人材の配置および育成に努める。

なお、会社は運用機関が日本版スチュワードシップ・コード（責任ある機関投資家の諸原則）を受け入れていることを確認し、その運用機関に個別の投資先選定や議決権行使を一任することで企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにする。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 1. 情報開示の充実 CG コード 3-1①, 3-1②, 3-1③

当社は、会社法、金融商品取引法および証券取引所の規則等に基づき適時・適切な情報開示を行うほか、法定外の事項についても、ESG をはじめとする自社のサステナビリティへの取り組みなどについて「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の枠組みや IFRS（国際財務報告基準）サステナビリティ開示基準に沿った開示の充実を図り、株主をはじめとするステークホルダーに対し、積極的に財務情報及び非財務情報の開示を行う。また、決算説明資料やデータブック、統合報告書（IDECA Report）などにおいて英語での情報開示を進めるほか、その他開示内容についても付加価値の高い記載となるよう努める。

#### 2. 会計監査人

##### (1) 役割 CG コード 3-2

会計監査人は、開示情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負う。

(2) 独立性と専門性 CG コード 3-2① i ii

会計監査人は、独立性と専門性を有していなければならず、監査等委員会は評価・選定基準を策定し、会計監査人の独立性と専門性を確認する。

(3) 適正な監査の確保 CG コード 3-2② i ii iii iv

取締役会および監査等委員会は、会計監査人の高品質な監査を可能とする監査時間を確保とともに、必要に応じて会計監査人が経営陣幹部から情報を得る機会を設ける。また、会計監査人が監査等委員である取締役、内部監査部門および独立社外取締役との十分な連携ができる体制を整備するほか、会計監査人が不正を発見した場合の対応体制を整備する。

(4) 解任または不再任 CG コード 3-2① i ii

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する。

## 第 4 章 取締役会等の責務

### 1. 機関設計

当社は、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任することで迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社を採用する。また、取締役会の独立性と客観性を補完するため、諮問機関としての任意の各種委員会を設置する。

### 2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務 CG コード 4-1, 4-2, 4-3

取締役会は、経営戦略および業務執行に関する重要な決定のほか、取締役の職務執行を監督する。

取締役会は、経営陣からの提案に対し、説明責任の確保に向けて、独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、実行に際しては経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援する。

(2) 委任の範囲 CG コード 1-1②, 4-1①

取締役会は、経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に透明性と効率性を重視した経営を行うため、取締役会規程、経営会議規程および職務権限規程を定め、取締役会で決議すべき事項、経営会議で決議すべき事項および各職制に応じて決裁できる事項を定める。

取締役会は、経営判断の機動性や専門性の確保の観点から株主総会決議事項の一部を取締役会へ委任することが望ましいと判断する場合は、コーポレートガバナンスに関する役割や責務を十分に果たす体制が整っていることを確認したうえで、株主総会に提案する。

(3) 中期経営計画 CGコード 4-1②, 5-2, 5-2①

取締役会は、中期経営計画の策定・公表にあたっては、製品・事業ポートフォリオ等を考慮して事業計画等の具体的な方針を定め、ホームページや事業報告等でその内容を開示する。なお、同計画の進捗、結果および計画未達等の原因については、当社内で十分に分析を行ったうえで、事業報告および株主総会などで報告し、取締役会はその内容を次期以降の計画に反映させる。

(4) 後継者計画 CGコード 4-1③

取締役会は、IDEC グループの持続的かつグローバルな成長に寄与する人材を輩出し続けるため、将来の経営幹部候補者に対し、経営全般の知識について、その職位に応じた研修を実施するほか、経営会議・執行役員会をはじめとする重要会議への参画機会の提供等により、代表取締役を含む経営幹部の後継者を育成する。また、取締役会は、経営幹部候補者の育成に係る指名委員会を設置し、育成状況について適宜報告を求める。

(5) 取締役の報酬体系の決定 CGコード3-1 iii, 4-2, 4-2①

取締役会は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、取締役（独立社外取締役を除く）の報酬体系<sup>8</sup>を決定する。その決定は、独立性のある社外取締役が過半数を占める報酬委員会で審議のうえ、独立性のある社外取締役が過半数を占める取締役会へ答申し、当該取締役会の決議を得て行う。また、必要に応じて株主総会での決議を受ける。

当該報酬体系に基づく取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績に連動する報酬で構成する。なお、社外取締役と監査等委員である取締役については、独立した立場で経営の監督機能を担っているため、固定報酬としての基本報酬のみとする。

(6) サステナビリティへの対応 CGコード 4-2②

取締役会は、IDEC グループにおけるサステナビリティへの取り組み状況を踏まえ、中長期的な企業価値向上のためにサステナビリティに関する基本方針を策定し、それに基づき各事業活動が企業の持続的な成長に資するよう実効的に監督する。

(7) 経営陣幹部の選任・解任 CGコード3-1 iv, 4-3①, 4-3②, 4-3③

取締役会は、経営陣幹部、特に代表取締役などの業務執行取締役の選解任については、会社における重要な意思決定であることを踏まえ、客觀性・適時性・透明性ある手続に従い、指名委員会の答申を受け、独立性のある社外取締役が過半数を占める取締役会で決議を得て行う。新任の執行役員の選任においても、候補者について事前に指名委員会に報告を行い、経営会議での審議を経て、独立性のある社外取締役が過半数を占める取締役会での決議で決定する。

(8) 内部統制システムの構築と運用状況の監督 CGコード 4-3, 4-3④

取締役会は、コンプライアンスやリスクマネジメント体制の構築など IDEC グループ全体での内部統制システムを整備し、内部監査部門とも連携してその運用が有効に行われているかを監督する。

<sup>8</sup> 「取締役の報酬体系」 <https://jp.idec.com/governance/compensation>

### 3. 監査等委員会 CGコード4-4, 4-4①

#### (1) 役割

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の職務執行の監査や、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使など、能動的・積極的に権限を行使するなかで意見を述べるとともに、独立性のある客観的立場において適切な判断を行う。また、監査に必要な事項に関し取締役等から適時・適切に報告を受けるとともに、独立社外取締役と連携し、必要な情報を共有する。

#### (2) 構成

監査等委員会は、当社定款に基づき5名以内の監査等委員である取締役で構成し、その過半数は社外取締役とする。

#### (3) 会計監査人との連携

監査等委員会と会計監査人は、互いに独立を確保し相互の信頼を保ち、連携して適正な監査が遂行できる体制を確保することを基本とし、年間計画に基づく報告会等を定期的に実施する。また、会計監査に関する事象について、必要に応じてその都度、相互に報告を行うことのできる連携体制を整える。

#### (4) 内部監査部門との連携

監査等委員会の円滑な監査を補助するため、監査等委員会は、内部監査部門と連携するとともに、直接の指揮命令権も有するものとする。

#### (5) 意見陳述

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等について、株主総会において陳述すべき事項を含む監査等委員会としての意見を決定する。

#### (6) 重要会議への出席

監査等委員である取締役は、経営会議等の重要会議に出席でき、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努める。

### 4. 受託者責任 CGコード1-1②, 4-5

取締役および執行役員は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために行動する。

### 5. 独立社外取締役

#### (1) 役割・責務 CGコード4-6, 4-7 i ii iii iv, 4-8①, 4-8②

独立社外取締役は、経営方針・経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的成長のため中長期的な企業価値の向上をはかる観点からの助言や利益相反取引を含む経営の監督に加え、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に反映させるよう努める。

独立社外役員は、取締役会における議論に積極的に貢献できるよう、事業活動や社会情勢、市場動向や法令制度など各種テーマでの知識研鑽や意見交換を目的とした交流会を定期的に開催し、情報交換や認識共有を図る。独立社外役員は、取締役会の事務局を通じ業務執行取締役や執行役員との連絡、監査等委員会との連携を図る。

## (2) 独立性基準 CG コード 4-9

当社は、「社外役員の独立性についての考え方」を定め、同基準に則り独立社外取締役の選任を行う。

## 6. 取締役会の構成および選任基準

### (1) 取締役会の構成 CG コード 4-8, 4-8③、4-11

取締役会は、当社定款に基づき 7 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く）および 5 名以内の監査等委員である取締役で構成される。経営の監督機能と執行機能の分離を行うため、取締役会における独立性のある社外取締役の構成割合は 3 分の 1 以上を確保しつつ、原則として過半数とする。また、性別や専門分野においても多様なバックグラウンドを持つ取締役で構成される。

### (2) 選任基準 CG コード 3-1 iv, 4-11, 4-11①,

\* 取締役（監査等委員である取締役を除く）

業務執行を担当する取締役については、経験と実績を踏まえ、IDEC グループの持続的な成長に貢献できる人材を候補とし、独立社外取締役については、「執行と監督の分離」をさらに強固なものとするべく、「社外役員の独立性についての考え方」【別紙】の基準をすべて充たすことに加え、専門的知識を有する人材や、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある人材を候補とする。

\* 監査等委員である取締役

中立的および客観的な視点から監査を行うことができる人材を候補とし、監査等委員である社外取締役については、財務・会計・法律・サステナビリティ等の専門的知識を有している人材を候補とする。

\* 執行役員

IDEC グループが掲げる「執行と監督の分離」を実現するため、経験と実績を考慮し、優秀な職務執行能力を備えた者を候補とする。

### (3) 選任理由の開示 CG コード 3-1 v, 3-1①, 3-1②, 4-11①

当社取締役個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載する。なお、株主総会招集通知は、当社ホームページに開示する。なお、開示にあたっては形式的な記載や具体性を欠く記載ではなく、取締役のスキルマトリックスなどを用いて、付加価値の高い記載となるよう心掛け、合理的な範囲において英語での開示提供も行う。

## 7. 各種委員会等 CG コード 4-10, 4-10①

### (1) 指名委員会

IDEC グループにおける取締役および執行役員等の幹部の候補者の育成および指名における客観性、独立性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立性のある社外取締役で構成する指名委員会を設置する。

## (2) 報酬委員会

取締役の報酬制度や報酬決定プロセスについて、客観性、独立性をより強化していくため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立性のある社外取締役で構成する報酬委員会を設置する。

## 8. 兼任状況 CGコード4-11②

業務執行を担当する取締役が他社役員を兼任する場合、利益相反等の観点から、取締役会規程に基づき、取締役会決議を要する。なお、すべての取締役について、利益相反だけでなく、その役割を果たすために注力できる時間や労力等を把握するために毎年兼任や兼職の状況を確認し、他の上場会社の役員を兼任する場合には、事業報告にて開示する。

## 9. 実効性評価 CG コード 4-11, 4-11③

取締役会は、取締役会が十分にその役割について果たしているか客観的に精査するため、定期的に取締役会の実効性を評価し、その結果および改善策の概要について開示を行う。

## 10. 取締役会における審議の活性化

CG コード 4-2, 4-12, 4-12① i ii iii iv v, 4-13, 4-13①, 4-13②, 4-13③

取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。また、取締役会は審議を活性化させる手段として、資料の事前配布（取締役会以外の資料も含む）、取締役会の年間スケジュールの立案および十分な審議時間の確保を行う。また、独立社外取締役は、独立性のある客観的な立場から取締役会で議論できるよう、必要に応じて会社に対し情報提供や外部専門家の助言を得るよう求めるほか、情報交換・認識共有を行い、連携する。このほか、会社は、取締役と内部監査部門との連携を確保し、必要に応じて内部監査部門に対して取締役会で直接報告する機会を設定する。

## 11. トレーニング CGコード4-14、4-14①, 4-14②

新任役員就任の際には、必要に応じて法的な義務、責任等についての説明を行うとともに、社外取締役に対してはIDECグループの事業内容に対する理解を深める機会を設定する。また、取締役がその役割および機能を果たすために必要とする事業環境や制度をはじめとする各種情報を継続して収集して提供するほか、必要に応じて外部の専門家などを活用した研修会等への参加や開催を推進するとともに、そのようなトレーニングの方針や状況について必要に応じて開示する。

## 第5章 株主との対話

### 1. 株主・投資家との対話方針 CG コード 5-1, 5-1①, 5-1② i ii iii iv v, 5-1③

会社説明会等を含む株主・投資家との対話については、自らの株主構造の把握に努め、IR 担当を管轄する執行役員が統括し、代表取締役などの業務執行取締役、執行役員、関連部署にとどまらず、必要に応じて社外取締役とも有機的な連携をはかり、取り組む。また、対話において把握された意見・懸念については、必要に応じて経営会議および取締役会に報告するほか、インサイダー取引の防止をはかるため、社内規程に基づき、インサイダー情報の漏洩防止に努める。

#### 【改訂履歴】

2016年2月3日制定  
2018年6月15日改正  
2021年11月2日改正  
2025年3月21日改正

## 【別紙】

### ●社外役員の独立性についての考え方

当社では積極的に社外取締役を任用しており、その際には高度な専門的知識を有する方、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある方を選任しております。また、社外取締役が以下のいずれにも該当する場合、独立性を有するものと考えております。

(1) 現在および過去において、当社グループ（当社および当社の子会社を言う、以下同じ）の業務執行者<sup>※1</sup>でないこと。

※1：「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者ならびに使用人をいう（以下同じ）。

(2) 当社グループを主要な取引先とする者<sup>※2</sup>またはその業務執行者でないこと。

※2：直近事業年度およびこれに先行する過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを受けている者をいう。

(3) 当社グループの主要な取引先<sup>※3</sup>またはその業務執行者でないこと。

※3：次のいずれかに該当する者をいう。

① 直近事業年度およびこれに先行する過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループに対して、当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを行っている者

② 直近3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者

(4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>※4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。

※4：過去3事業年度の平均で、その価額の総額が、個人の場合は1,000万円を超えるものをいい、法人その他の団体の場合はその団体の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

(5) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人でないこと。なお、会計監査人が法人である場合には、当該監査法人の社員、公認会計士、公認会計士以外の使用人を含む。

(6) 当社グループから多額の寄付または助成<sup>※5</sup>を受けている者でないこと。

※5：過去3事業年度の平均で、その価額の総額が1,000万円を超えることをいう。

(7) 当社グループの大株主<sup>※6</sup>、またはその業務執行者でないこと。

※6：過去5事業年度のいずれかにおいて、当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

(8) 社外役員の相互就任関係<sup>※7</sup>となる他の会社の業務執行者でないこと。

※7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社グループの社外役員である関係をいう。

(9) 上記（1）から（8）のいずれかに該当する者（重要な者<sup>※8</sup>に限る）の配偶者または二親等以内の親族ではないこと。

※8：業務執行者にあっては、取締役（社外取締役を除く）、執行役員およびこれらに類する者および部長格以上の上級管理職にあらる使用人をいう。また、監査法人、会計事務所、法律事務所にあっては、これらに所属する者のうち公認会計士、弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）をいう。

(10) 通算の在任期間が原則10年間を超えないこと。